

## 各種事務事業の取扱い（観光関係）

各種事務事業の取扱い（観光関係）について修正する。

平成15年11月27日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 4 - 7 各種事務事業の取扱い（観光関係）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li><li>・ 観光協会については、新市の一体性の確保のため、統合を働きかけるものとし、補助金については、合併後に新市において調整するものとする。</li><li>・ 海水浴場管理運営事業における料金体系については、現行のとおりとする。</li></ul>	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

第6回合併協議会 提案・確認  
第7回合併協議会 修正版提出

協議項目	26-4-7	各種事務事業の取扱い(観光関係)	所 管	経済産業専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>・観光協会については、新市の一体性の確保のため、統合を働きかけるものとし、補助金については、合併後に新市において調整するものとする。</li> <li>・海水浴場管理運営事業における料金体系については、現行のとおりとする。</li> </ul>			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 関係団体(公共的団体等)	新市の一体性の確保のため、統合を働きかけるものとする。
2. 関係団体(協議会等)	石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとする。
3. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、観光協会補助金については、合併後に新市において調整するものとし、産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。
4. 海水浴場管理運営事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、料金体系については、現行のとおりとする。
5. その他観光関係事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 個 表 )

1. 関係団体(公共的団体等)(第6回現況調書102ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	社団法人石狩観光協会	厚田村観光協会	浜益村観光協会	新市の一体性の確保のため、統合を働きかけるものとする。

2. 関係団体(協議会等)(第6回現況調書103~105ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	社団法人北海道観光連盟 日本海オロロンライン観光開発推進協議会 石狩地方観光連絡協議会	社団法人北海道観光連盟 日本海オロロンライン観光開発推進協議会 石狩地方観光連絡協議会 北海道むらこん24の会 厚田村特産品開発促進協議会	社団法人北海道観光連盟 日本海オロロンライン観光開発推進協議会 石狩地方観光連絡協議会 北海道むらこん24の会	石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとする。ただし、特産品の開発促進については、新市において検討する。

3. 補助金等(第6回現況調書106~113ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
観光協会補助金	社団法人石狩観光協会補助金 (内容)各種イベント、観光情報提供、観光施設整備、PR活動等の事業に対し、補助し、地域の観光振興を図る。	厚田村観光協会補助金 (内容)各種イベント、観光情報提供、観光施設整備、PR活動等の事業に対し、補助し、地域の観光振興を図る。	浜益村観光協会補助金 (内容)各種イベント、観光情報提供、観光施設整備、PR活動等の事業に対し、補助し、地域の観光振興を図る。	合併後に新市において調整するものとする。
産業振興奨励補助金	石狩市産業振興奨励補助金 (内容)団体又は個人の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	厚田村産業振興奨励補助金 (内容)団体の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	浜益村産業振興奨励補助金 (内容)団体の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(3. 補助金等につき)

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体的取扱い
産業振興資金貸付	該当なし	厚田村産業振興資金貸付 (内容)産業振興等に係る事業を行う団体に対し貸付ける。 ・つなぎ資金 年利 1.3% 期間 年度内 ・長期資金 年利 0.65% 期間 7年以内(据置2年以内)	浜益村産業振興資金貸付 (内容)産業振興等に係る事業を行う団体に対し貸付ける。 ・補完資金 年利 11.5% 期間 5年以内(据置2年以内) ・事業資金 年利 11.5% 期間 年度内 ・特認資金 年利 11.5% 期間 5年以内(据置2年以内)	合併時に再編するものとする。

4. 海水浴場管理運営事業 (第6回現況調書114ページ参照)

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体的取扱い
開設者の別	石狩市	該当なし(個人開設)	浜益村	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
管理運営	社団法人石狩観光協会へ委託		浜益村観光協会へ委託	
駐車場	石狩浜海水浴場駐車場		川下第1駐車場 川下第2駐車場 川下第3駐車場 川下第4駐車場	
駐車料金	二輪車 200円 普通車 600円 中型車 1,000円 大型車 2,000円		原動機付自転車及び自動二輪車 300円 軽車両及び普通車両 1,000円 大型車両 2,000円	

5. その他観光関係事業 (第6回現況調書115~117ページ参照)

3市村において、事業内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。